

四日市市指令 衛 生 第 31-2009-0022 号

住 所 四日市市安島1-2-5

営 業 所 四日市市安島1-2-5パークサイドビル4F

屋 号 株式会社ザラボ

氏 名 株式会社ザラボ 様

令和 3 年 1 月 26 日 付 け で 申 請 の あ っ た
魚 介 類 販 売 業 に つ い て は
食 品 衛 生 法 第 52 条 の 規 定 に よ り 次 の 条 件
を つ け て 許 可 し ま す。

令和 3 年 1 月 29 日

四日市市 保健所長 河合 信哉

条 件 包装魚介類に限る

有効期間 令和 3 年 1 月 29 日 から
令和 8 年 1 月 31 日 まで

教示については裏面を参照してください。

1085 冷凍包装魚介類

◎注 意 この許可書は店頭の見やすいところへ掲示してください。
営業を廃止したときは必ず返納すること。